

労働安全衛生規則は、事業者に対し「停電作業・高圧活線作業・高圧活線近接作業・特別高圧活線作業・特別高圧活線近接作業を行う際は、安全衛生教育を受講した作業指揮者を定めなければならない」と規定しています。

**本講習会は、当支部が事業者に代わり実施する法定教育です。
講習会修了者には、終了証を発行します。**

＜対象者＞

**電気工事作業指揮者として「選任された方」
または「新たに選任される予定の方」**

電気工事作業指揮者には、「電気工事作業指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育が必要です。


(昭和 63 年 12 月 28 日付 基発第 782 号)



電気工事作業指揮者とは、電気工事に従事する労働者の安全を確保し、労働災害の防止に寄与するため、作業を指揮する役割を担い、事業者はこの作業指揮者を選任する必要があります。

(労働安全衛生規則第 350 条)

【実施例】

内 容	時 間	備 考
○電気工事作業指揮者の職務 <ul style="list-style-type: none"> ・電気取扱作業における災害発生状況と問題点 ・作業指揮者の選任とその職務 	1.5 時間	
○現場作業の安全 <ul style="list-style-type: none"> ・作業時の注意事項 ・感電、墜落災害等の防止 	1.5 時間	
○個別作業の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・架空送電設備の作業 ・架空配電設備の作業 ・地中配電設備の作業 ・特別高圧受変電設備の作業 ・高圧受変電設備の作業 ・工場電気設備の作業 	2.5 時間	
○関係法令 <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法、同施行令および労働安全衛生規則の関係法令 	0.5 時間	

(注 1) 電気工事作業指揮者安全教育実施要領に基づいています。(注 2) 内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約 3 ヶ月前を目途にホームページでご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>